

総社市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和8年1月7日

総社市長 片岡聰一

総社市規則第1号

総社市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

総社市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例（令和7年総社市条例第44号）附則に規定する施行期日は、令和8年1月9日とする。